

## 元本通貨変動型外貨仕組預金 <愛称：オセロ（タイプ2）> 募集要項

2019年10月31日作成  
 2019年11月6日更新

|       |   |                  |                                     |
|-------|---|------------------|-------------------------------------|
| 商品名   | 外貨仕組預金「オセロタイプ2」 1ヵ月（ユーロ型）                               |                  |                                     |
| 預入方法  | 外貨からのお預入れ   | 適用金利<br>( )内は税引後 | 年 4.0000 %（税引前）<br>（年 3.18740000 %） |
| 預入通貨  | ユーロ   | 特約通貨             | 円                                   |
| 預入期間  | 1ヵ月   | 申込単位             | 1,000ユーロ以上0.01ユーロ単位                 |
| 預入日   | 2019年11月8日（金）   | 満期日              | 2019年12月9日（月）                       |
| 募集期間  | 2019年11月1日（金）～2019年11月5日（火）                             |                  |                                     |
| 特約レート | 1 EUR = 120.73 円<br>※2019年11月6日（水）東京時間午前10時の当社為替レート +0円 |                  |                                     |
| 特約判定日 | 2019年12月5日（木）   |                  |                                     |

- ※ この預金は預金保険制度の対象ではありません。
- ※ 特約が消滅し、外貨にて払い戻された元本を売却して円貨にする場合、その時の実勢為替レートによっては「為替差損」が発生して、円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。
- ※ 代表口座外貨普通預金からの振替による外貨での預入れの場合、外貨をご購入された時の為替レートより、特約レートが円高に設定され、特約の実行にて払戻通貨が円貨となった場合には円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。
- ※ 特約が実行され、円貨にて払い戻された場合、満期時における実勢為替レートが特約レートより円安であっても、円安メリット（為替差益）を享受することはできません。
- ※ この預金は、原則として中途解約はできません。  
 ただし、当社がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約に伴う調整金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく調整金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。
- ※ 特約判定日の基準レートが特約レートより円安の場合、この特約は実行され、満期日に元本を特約レートで円貨に交換し、代表口座円普通預金に振替えます。  
 特約判定日の基準レートが特約レートと同じか円高の場合、この特約は消滅し、満期日に元本を外貨のまま預入通貨の代表口座外貨普通預金に振替えます。  
 基準レート・東京時間午後3時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに当社が定める為替レート。  
 特約レート・特約実行を判定するための基準となる預入通貨と特約通貨間の実勢為替レート、かつ特約が実行され満期日に元本を円貨でお受取いただく場合の交換レート。  
 募集期間終了日翌営業日の東京時間午前10時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに、当社所定の一定の幅を加えた形で決定します。
- ※ 特約が消滅し、外貨にて払い戻された元本を売却して円貨にする場合、外国為替レート（売却レート）には当社所定の為替コストが含まれます。売却レートは当社WEBサイトにてご確認ください。

# 住信SBIネット銀行

- ※ 個人のお客さまは、利息に対して20.315%（国税15.315%（復興特別所得税を含む）、地方税5%）の税率により源泉徴収されます（源泉分離課税）。マル優のお取扱いはありません。為替差益は、雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者で、差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下であれば確定申告は不要です。為替差損は、黒字の雑所得から控除できます。法人のお客さまは、利息に対して15.315%（国税15.315%（復興特別所得税を含む））の税率により源泉徴収されます。
- ※ 詳しくは契約締結前交付書面をご確認ください。